### 森林の土地を取得したときは届出が必要です

個人・法人を問わず、相続や売買などによって、森林の土地を新たに取得した方は、面積の大小にかかわらず町への所有者届出が必要です。

**届出期間**●土地の所有者となってから90日以内に、下記 へ届出してください。

提出書類

- ①森林の土地の所有者届出書(届出書は町農政課に 備え付けているほか、町ホームページからもダウ ンロードできます。)
- ②森林の土地の登記事項証明書や土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類(写しでも可)

# ナラ枯れ被害を防止するため 情報提供をお願いします

町では、みずほの里ロード東側の森林の大部分にナラ林が存在します。森林を眺めたときに、少しでも赤くなっている木を発見したり、「ちょっとおかしいな」と思ったりしたときは遠慮なくご連絡ください。結果的に「ナラ枯れ被害」でなくても、その繰り返しが「早期発見」につながり被害を最小限に留めることになりますので、ご協力をお願いします。

# ナラ枯れとは

広葉樹(ナラ林)がカシノナガキクイムシ(成虫)によって次々と枯死していく「樹木の伝染病」です。被害が拡大すると森林景観が大きく損なわれ

たり、きのこ栽培、 家具材などに利用される木材資源が減少 したりします。さら に、森林の水源涵養 や土砂災害防止等の 機能が低下します。



# 農地等を宅地等に転用する場合は 手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。除外手続きには通常約4カ月半から半年間を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。やむを得ず、農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は、お早めに下記までご相談ください。次回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は10月2日月から10月31日似までです。

※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

※申し出の際は、事前に下記までご相談ください。

### ■農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では農業施策などを計画的に進めていくため「美郷 農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、 六郷地区の都市計画用途区域および一部区域を除いた美 郷町全域が農業振興地域となっています。

### ■平成30年度の手続きについて

町では農業情勢の変化に伴い、平成30年度に農業振興地域整備計画の全体見直しを予定しています。そのため、平成30年度は農用地区域からの除外申請などの受け付けを、一時中断する見込みです。申請を予定している方は、お早めにご相談ください。

申•問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

### 美郷町人・農地プラン範囲の見直しを行いました

人・農地プランは、集落が抱える「人と農地の問題解決」のための「未来の設計図」です。これまで、美郷町では平成24年12月の人・農地プラン策定以降、13回の見直しを重ねてきましたが、昨年の国要綱改正により、これまでの町全域での範囲の見直しが必要になり、継続的な話し合いによる合意形成を行えるよう、県の「本格的な人・農地プラン」策定推進方針に目安として示された旧旧町村単位の範囲とする見直しを行いました。

新たな地域名は次の通りです。なお、基盤整備事業地区や集落営農の法人化にあたっては、農地中間管理機構の活用にあたり、人・農地プランの話し合いも重要になりますので、下記までご相談ください。

見直し後、新たに設定された地域

千屋、畑屋、六郷、飯詰、金沢西根、金沢

米農家の皆さまへ

# 主食用米における放射性物質検査の廃止について

秋田県では、平成23年度から「主食用米」の放射性

物質検査を毎年実施していましたが、<u>平成29年産米か</u> **ら検査対象外**となりました。

また、昨年度までは検査結果が出るまで出荷自粛をお願いしていましたが、**今年度からは収穫後すぐに米の出荷ができるようになりました**のでご注意ください。

## 未来農業のフロンティア育成研修生を募集しています

秋田県では、地域農業の優れた担い手を確保し育成するため、「フロンティア育成研修」の研修生を募集しています。

**受講資格●**町からの推薦が得られ、次の要件を満たす方 ①新たに農業を始めようとする方、または現

に農業を営む方で、農業で自立しようとす る意欲が高く、研修終了後の県内就農が確 実と見込まれる方。

②申請時の年齢が、45歳未満の方。

募集期限●10月13日金

**受入内示**●11月28日(火)

研修期間●24カ月(平成30年4月~平成32年3月)

募集人員●29名(予定)

研修奨励金●月額75,000円(予定)

※研修期間中に支給されます。

その他●研修場所など詳しくは、下記までお問い合わせください。

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

住民生活課

## 「古着・古布」「小型家電」回収を実施します

回収日時 9月10日 午前9時~午後4時

回収場所●美郷中セミナーハウス北西側

※美郷中学校、六郷わくわく園を目指してお 越しください。当日は看板を掲げています。

### ■古着・古布

回収した古着・古布は、海外でも利用されるほか、繊維材料としても活用されます。

**回 収 物●**古着類、シーツ、毛布(電気毛布を除く)、タオル、 着物・帯、背広など ※透明または半透明な袋 に入れ、□を繋いで持参してください。

注意事項●布団、枕、座布団、布の切れ端・糸くず、電気 毛布、帽子、かばん、靴、濡れているものや汚 れているもの、ペット用に使用していたもの は古着古布では回収できません。(燃やせる ごみになります)また、新品衣類の包装やク リーニング後の札などは外してください。

### ■小型家電

美郷町の小型家電製品回収は「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」(主催:東京2020組織委員会)に参加しています。皆さまのご協力をお願いします。

#### 回収物

例:スマホ、携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ、ドライヤー、アイロン、電卓、DVDプレーヤー類、パソコン、電子基板、時計、懐中電灯、カーステレオ、充電器、ACアダプタ、各種ケーブルなど

回収場所●今回の回収のほか、役場および六郷・仙南出 張所に小型家電回収ボックスを設置していま す。こちらもご利用ください。

注意事項●家電リサイクル法対象 4 品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫類、洗濯機類)は回収できません。 家電量販店や収集運搬許可業者へ依頼してください。

# 第4回水環境マイスター養成講座の受講生を募集しています

地域の水環境保全活動のリーダーとなる人材を育成するため、「水環境マイスター養成講座」を開催します。 町や学校、住民団体等が主催する水環境学習会などに指導者、支援者として、「未来に誇れる美しい郷づくり」に参画してくださる方をお待ちしています。また、「マイスターまでは考えていないけれど、水環境についてもっと知りたい」という向学心にあふれている方も歓迎です。

- 日 時●9月9日出 午後1時30分~午後4時30分
- 会 場●美郷町中央ふれあい館 ホール
- 講 師●秋田大学大学院 理工学研究科附属 理工学研究センター 助教 網田 和宏 氏

申•問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903